

管内の製造業・建設業を対象とした労働災害防止対策研修会を4月30日に開催しました！

今回の研修会は、令和7年4月1日施行の労働者以外にも労働安全衛生法の一部を適用する改正省令など（熱中症関係の法改正の内容も含む）を説明するものです。

高岡労働基準監督署では、労働災害防止スローガンとして
「令和7年超えるな労災300の壁！」
を掲げて災害件数の縮減に取り組んでおります。

皆様引き続き「ご安全に！」

